

## 飲食店に対する時短要請

2月8日（月）から3月7日（日）を期間として実施中の「飲食店に対する時短要請」について、3月1日（月）からは以下のとおり変更して実施することとなりました。

### 【3月1日（月）～3月7日（日）】

- ・対象：飲食店（酒類を提供しているか否か問わない）
- ・要件：期間中、21：00までの営業時間短縮（酒類提供は20：00まで）
- ・協力金：全7日間、要件を満たした場合1店舗で28万円